

申請工事種別と建設業法の工事の許可区分との対応一覧

番号	申請工事種別	建設業法上の建設工事の種類	番号
0100	土木一式	土木一式工事	01
0200	建築一式	建築一式工事	02
0300	舗装	舗装工事	13
0400	鋼橋（上部工） ※1	鋼構造物工事	11
0500	P C 橋（上部工） ※2	土木一式工事	01
0600	造園	造園工事	23
0700	木造住宅	建築一式工事 <大工工事>	02 03
0800	電気設備	電気工事	08
0900	暖冷房衛生設備	管工事	09
1000	法面処理 ※3	とび、土工、コンクリート工事	05
1100	塗装	塗装工事	17
1200	道路等維持修繕	土木一式工事 <とび、土工、コンクリート工事> <石工事> <電気工事> <タイル、れんが、ブロック工事> <舗装工事> <塗装工事> <防水工事> <機械器具設置工事>	01 05 06 08 10 13 17 18 20
1300	しゅんせつ	しゅんせつ工事	14
1400	グラウト	土木一式工事 <とび、土工、コンクリート工事>	01 05
1500	杭打	とび、土工、コンクリート工事	05
1600	さく井	さく井工事	24
1700	機械設備	機械器具設置工事	20
1800	通信設備	電気通信工事	22
1900	上下水道設備	土木一式工事 <管工事> <水道施設工事>	01 09 26
2000	交通安全施設	土木一式工事 <とび、土工、コンクリート工事> <電気工事> <鋼構造物工事> <塗装工事> <電気通信工事>	01 05 08 11 17 22
21XX	その他		

1. 上表の左欄の工事種別に対応する右欄の建設工事の種類のうち、いずれかの許可を受けている場合に当該左欄の入札参加資格審査を申請できます。
2. 上表中、< >書きしている建設工事の許可を受けている場合は、対応する左欄の工事種別として発注される工事のうち当該許可を受けている建設工事として発注されるものを受注することが出来ます。
(例) 土木一式工事の許可 → 全ての道路維持修繕工事の受注が可能
塗装工事の許可 → 道路維持修繕工事のうち、塗装工事として発注されるもののみ受注が可能
3. 入札参加資格の申請条件として施工実績があることが必須ですので、上表の左欄の工事種別に対応する建設工事の種類について、経審総合評定値通知書の年平均完成工事高が「0」の場合申請できません。
4. 特に※印については、経審総合評定値通知書の内訳表示である、※1は「111 鋼橋上部」、※2は「011 プレストレストコンクリート」、※3は「051 法面処理」、について年平均完成工事高が「0」の場合は申請できません。